

# 申告書確認表【留意事項】

平成30年4月1日以後開始事業年度等分  
单体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
<b>消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類</b>	99	申告書⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回自分の記載漏れはありませんか。	配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。 また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
	100	申告書⑫欄又は⑬欄の金額は、それぞれ⑧欄又は⑨欄の金額と一致していますか（付表1を添付する場合、申告書⑫欄又は⑬欄の金額は付表1⑭D欄の金額と、申告書⑯欄又は⑰欄の金額は付表1⑮D欄の金額と一致していますか。）。	申告書⑧欄、⑫欄及び⑯欄については、100円未満を切り捨てる必要はありません。
<b>法人税申告書等との関係</b>	101	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
	102	申告書⑯欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書⑯欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。
	103	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算を行っていますか。	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	.....	法人税法
法令	.....	法人税法施行令
法基通	.....	法人税基本通達
措法	.....	租税特別措置法
震災特例法	.....	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
租特透明化法	.....	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 平成30年6月29日現在の法令・通達によっています。